

○条件付一般競争入札(事後審査型)の概要

1	参加資格の確認	ホームページもしくは電子入札システムの案件検索により入札参加資格があるかどうか確認してください。
2	設計図書等の閲覧	尾道市ホームページに掲載する。設計図書にはパスワードを設定している。パスワードは指定様式で電子メールにより提出する。 送信後、1時間程度経過しても返信が届かない場合は契約課まで電話連絡すること。 ※ パスワードを照会しない者は、設計図書を受領・閲覧していないものとみなし、応札は無効とします。
3	入札書の提出	入札公告に定めた受付期間内に、「入札金額」、「くじ番号」を入力して送信してください。 書面参加者には、受付期間内に持参により提出していただきます。 ※ 提出した入札書は書き換え又は撤回することができないため、入札参加資格要件や個々の状況を総合的に判断して入札してください。 注) 事後審査において、入札参加資格要件がないことが判明した場合など、入札が無効となった場合は、 指名除外措置 を行うことがあります。
4	開札	公告に記載された開札日時に開札します。 開札の結果、「落札候補者」がいる場合、対象者の入札参加資格を確認する「事後審査」を行います。(審査結果が出るまで、当該入札は落札保留の状態が続きます。) 開札の結果、「落札候補者」がいない場合、直ちに「再度入札」を行います。
5	くじ引き	くじ引きになった場合は、直ちに「電子くじ」によるくじ引きを行います。
6	事後審査の通知	事後審査対象業者(落札候補者)がいれば、入札参加したすべての業者にシステムにより通知します。 事後審査対象業者には「資格確認書類提出依頼書」をシステムにより通知します。 書面参加者へは電話等により連絡します。 ※ 最終的な落札決定通知があるまでは、入札の進行状況に注意してください。
7	資格要件確認書類の提出	依頼書を受け取った事後審査対象業者は、指定した期間内にシステムにより確認書類を送信又は持参により提出してください。 書面参加者には指定した期間内に持参により提出していただきます。
8	資格要件確認結果の通知	審査の結果、資格要件を満たしていることが確認できるときは、その落札候補者を「落札者」と決定し、システムにより通知します。 書面参加者へは電話等により連絡します。 審査の結果、資格要件を満たしていることが確認できないときは、その落札候補者の入札を「無効」とし、次順位者より資格要件確認書類を提出させ、同様の審査を落札者が決定するまで行います。
9	再度入札	再度入札を行うこととなった場合は、直ちに再度入札の入札期間、開札日時等をシステムにより通知します。 書面参加者へは電話等により連絡します。 再度入札は、原則として当初の 開札日当日 に行います。 無効入札による再度入札は、審査後となるため、当初開札日の翌日以降に行います。
10	開札結果の通知	開札・審査後、落札決定したら入札参加者にシステムにより通知します。 書面参加者へは電話等により連絡します。 ※ 「落札者決定通知書」又は「取りやめ通知書」が発行されないうちは、当該入札は継続中です。定期的に電子メールの確認を行い、システムから目を離さないように注意が必要です。(いつ再度入札が始まるかわかりません。)
11	契約の締結	落札者は、契約締結のため、速やかに契約課契約係までお越しください。